

加美町の補助金のあり方に関する提言書

加美町補助金交付審査会

令和3年12月

目 次

- 1 はじめに
- 2 補助金の審査結果
- 3 今後の補助金のあり方について
- 4 おわりに

[資料]

加美町補助金等審査結果一覧表（別紙）

加美町補助金交付審査会審議経過

加美町補助金交付審査会委員名簿

加美町補助金交付審査会設置要綱

1 はじめに

本審査会は、本町の行財政改革を推進するため、町の補助金全体のあり方や各事業の補助金の執行状況における効果等について提言を行うことを目的に令和2年度に設置されたものである。

昨年度は、町の補助金全体のあり方について検討を行い、統一的なルールづくりの指針となる内容を取りまとめ提言を行った。

町においては、この提言を受け本年3月に「加美町の補助金見直し方針（以下「見直し方針」という。）」を策定され、行財政改革集中期間（令和3年度～7年度）の初年度である令和3年度を「見直し元年」と位置づけ、補助金の適正化へ向け全庁的な見直しの取り組みを進められていることと思う。

このような中、2年目を迎えた本審査会では、更なる補助金の適正化への取り組みとして4つの見直しの視点に基づき、15事業における見直しの方向性と、見直しの視点に基づいた今後の補助金のあり方について、活発な議論を重ねることができた。

限られた財源を最大限に有効活用するためには、社会情勢が目まぐるしく変わり、町民ニーズが多様化する中であって、見直し方針に基づき、常にその時々状況に合わせた改善やスクラップ&ビルドの視点に立ち事業全体を根本から見直すなどの取り組みが求められる。

町においては、今後の厳しい行財政運営の舵取りを進めるうえで、当審査会の提言を踏まえ、補助金が真に町民の福祉の向上、町民との協働によるまちづくりのより一層の進展に大きく寄与されるよう、適切な運用に努めていただきたい。

令和3年12月23日

加美町補助金交付審査会

委員長	堀切 厚周
副委員長	板垣美紀子
委員	渡辺 昭
委員	岡田千恵子
委員	高橋 継一
委員	相澤 栄悦
委員	橋本 幸文
委員	鎌田 征
委員	浅野 仁
委員	上野 一典

2 補助金の審査結果

本年度は、昨年度の調査結果（補助金等点検評価シート）をもとに、以下の4つの見直しの視点に基づき、対象事業を選定し審査を行った。

また、審査方法については、書類審査に加え、個別審査（ヒアリング方式）を実施し、事業や団体のより詳細な現状把握に努め、審査会意見として取りまとめを行った。

【各補助金の審査結果】 別紙「加美町補助金審査結果一覧表」のとおり

見直しの方向性	①団体運営費補助の適正化
	②イベント事業補助の適正化
	③行政区を単位とする補助金の適正化
	④その他

(1) 審査対象

4つの見直し視点に基づき、選定した事業15件

(2) 審査方法

個々の補助金の「評価結果」や「現状」から、本審査会意見として具体的な見直し内容等を整理した。

(3) 審査結果

見直しの方向性	件数
改善して継続	6件
改善して継続→類似団体との統合	2件
改善して継続（減額）→自立	2件
改善して継続（減額）→移管	1件
改善して継続（減額）→自立又は移管	1件
事業運営の自立	2件
類似事業との統合	1件
計	15件

(4) 審査結果のまとめ

審査を行った15事業について、所管課の評価は一定の成果を上げており、引き続き事業継続が必要との評価であった。

事業継続との評価ではあったが、審査会意見として取りまとめた見直しの方向性を見ると、初期の目的を達成したと判断できるもの、対象事業や補助金の積算根拠が不明確なもの、さらなる自主財源の確保への取り組みが必要なものなど、長年の継続した交付による長期化・固定化された現状から見える課題について、見直しの必要性が挙げられた。

これらは、昨年度、本審査会からの提言に基づき策定された「加美町の補助金見直し方針」において、見直し事項として整理されていることから、今後の効果的・効率的な行財政改革を推進するための一助として、早急に必要な見直しを検討されたい。

最後に、審査結果は、効果測定など第三者の立場で客観的に判断したものであり、補助交付団体等の存在意義や活動の内容を審査・評価したものではないことを、念のため申し添える。

3 今後の補助金のあり方について

本年度は、昨年度に策定した「加美町の補助金見直し方針」をもとに、4つの見直しの視点に基づき、審査結果等から効果検証を行い、各見直しの視点における補助金の適正化への審査会意見を以下のように取りまとめた。

1 団体運営費補助の適正化

団体運営費補助は、組織力や運営基盤が脆弱な初期段階の支援措置として、自立できるまでの一定期間について補助すべきものであるが、公益上の必要性を認め、一度補助金を交付してしまうと補助金の長期化や補助金に依存した体質になりやすい側面がある。

既存の団体運営費補助については、町との役割分担や負担割合などを踏まえ、補助目的に基づく成果や補助金の積算根拠等を明確にする必要があることから、以下の点に取り組む必要がある。

(1) 補助対象経費、算定根拠等の明確化

補助金の公平性や透明性を確保するため、補助要綱等を整備し、補助目的・補助対象経費・補助金の算定根拠等を明確にする必要がある。

(2) 終期の設定（サンセット方式）

団体運営費補助金においては、一度予算化されると、当初の目的が相対的に低下した場合であっても、廃止等の抜本的な見直しが出来ずに、長期にわたり継続して交付する傾向があることから、終期設定を行いゼロベースでの見直しが必要である。

(3) 事業費補助への転換

各種団体の運営費については、本来、会費などの自主財源で賄うべきものであることから、交付団体の設立時には自立を促すための支援は必要となるが、団体の運営が軌道に乗った段階において、当該団体が実施する公益上必要とされる事業に対する補助に切り替えることが必要である。

2 イベント事業補助の適正化

イベント事業は、観光振興やスポーツ振興など地域の活性化を図るうえで欠かせないものであるが、社会情勢の変化や補助の長期化により事業目的に対して役割が一致していないもの、町の補助金に依存したイベント運営など、適切に事業効果を検証することが重要であることから、以下の点に取り組む必要がある。

(1) 事業目的、事業対象者の見直し

長く継続しているイベント事業については、初期の目的が既に達成されている場合や対象者が限定されている場合など、事業そのものの事業効果を検証しながら適宜見直す必要がある。

(2) 財政的に自立した運営への見直し

参加料の見直しや協賛金を募るなど自主財源の確保に努め、町補助金の負担割合の軽減を図り、補助金に頼らない運営への改善に努める必要がある。

(3) 実施体制の見直し

実施主体が実行委員会形式で、事務局機能を町が担っている場合は、運営組織の自主性を促すうえでも、町の関与を必要最小限とする必要がある。

3 行政区を単位とする補助金の適正化

行政区を単位とする各分野の補助金が各課にまたがっている状況から、行政区に交付する補助金を整理・統合し、協働の視点にたち各行政区の活動実態に応じた効果的・効率的な補助金制度となるよう、以下の点に取り組む必要がある。

(1) 新しい補助金制度の創設

地域振興費補助金の見直しが検討されているところであるが、補助金を整理・統合するだけでなく、高齢化や人口減少により各行政区の人口に大きな差が生じている点などを踏まえ、行政区の活動を総合的に支援する新しい補助金制度が必要である。

(2) 交付事務の煩雑化の解消

現状は少額の一律交付など、行政区と町の双方にとって補助金申請及び交付事務手続きが煩雑化している状況にあるが、新しい補助金制度が創設されることで事務の簡

素化が図られ、町は指導的役割を担いながら、各種育成などの支援体制の充実を図る必要がある。

4 おわりに

2年目を迎えた本審査会では、計4回にわたる審査の中で、各委員から出された具体的な意見に基づき、提言を取りまとめた。

昨年度、課題として挙げられた「団体や事業の詳細な現状把握等に時間を割き、より実態に即した評価を行うべき」との意見を踏まえ、審査方法の見直しに取り組み、所管課や補助対象団体に直接意見を伺うヒアリング審査を実施することで、個々の補助金の現状分析をはじめ、その必要性や妥当性について様々な視点で検証し、審査会意見としてとりまとめることができた。

一方で、「補助金の見直しが適切に進められているのか」、「実績報告に基づく庁内の監査体制に見直すべき点はないのか」など、見直し方針に基づく補助金の適正化への実効性が確保される仕組みづくりの必要性についても意見が挙げられた。

今後、町においてはこの提言をもとに、更なる補助金の適正化に取り組まれることと思うが、職員はじめ補助事業者が、見直し方針さらには本提言内容を理解し共通認識のもと実践することができなければ、「絵に描いた餅」となりかねないことを十分に認識する必要がある。

また、コロナ禍の長期化による影響を検証し、ここで今一度、行政評価制度等を通じて事業継続や事業再開の必要性・妥当性を精査し、ウィズ・アフターコロナにおける補助金のあり方に目を向けることで、補助金が本町の政策目的を実現する有効な手段として重要な機能を果たしていくものと考えます。

本審査会の提言内容が、本町の持続可能なまちづくりの実現の一助になり、補助金制度の更なる充実が図られることを切に願うものである。

【資料】 加美町補助金交付審査会審議経過

令和3年8月25日	○第1回加美町補助金交付審査会 ・令和2年度の審査会の実施状況 ・令和3年度の審査概要及びスケジュールについて
令和3年10月7日	○第2回加美町補助金交付審査会 ・令和3年度の審査概要 ・評価結果に基づく書類審査（12件）
令和3年11月9日	○第3回加美町補助金交付審査会 ・評価結果に基づく個別審査（3件）
令和3年12月6日	○第4回加美町補助金交付審査会 ・個別審査・書類審査の継続審議（15件） ・加美町の補助金のあり方に関する提言書（素案）の確認・決定

【資料】 加美町補助金交付審査会委員名簿

No.	職名	氏名	備考
1	委員長	堀切 厚周	丸か建設株式会社 執行役員総務部長
2	副委員長	板垣 美紀子	一般住民（中新田地区）
3	委員	渡辺 昭	株式会社仙台銀行中新田支店 支店長
4	委員	岡田 千恵子	一般住民（小野田地区）
5	委員	高橋 継一	一般住民（宮崎地区）
6	委員	相澤 栄悦	加美町役場 総務課長
7	委員	橋本 幸文	加美町役場 ひと・しごと推進課長
8	委員	鎌田 征	加美町役場 子育て支援室長
9	委員	浅野 仁	加美町役場 町民課長
10	委員	上野 一典	加美町役場 教育総務課長

【資料】 加美町補助金交付審査会設置要綱

○加美町補助金交付審査会設置要綱

平成18年5月1日

改正 令和2年7月1日訓令第8号

(主旨)

第1条 この要綱は、加美町補助金交付審査会（以下「審査会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 補助金の適正な執行と透明性を確保することにより、効率的な財政運営を図るため審査会を設置する。

(任務)

第3条 審査会の任務は、次に係る事項を審査し、町長に提言することとする。

- (1) 補助金の適正な執行を図るため、交付等の基準を設けること
- (2) 補助金の交付対象とする事務又は事業及び補助金額に関すること
- (3) その他補助金の交付に関すること

(組織)

第4条 審査会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、町長が指名する課長等の職にある者のほか次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他町長が必要と認めた者

(審査会)

第5条 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が職務を代理する。

(会議等)

第6条 審査会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 審査会は必要があると認めたときは、審査会に委員以外の者の出席を求め意見及び説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月1日訓令第8号)